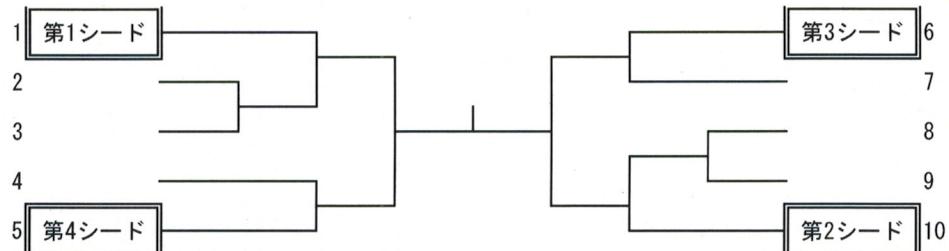


5. 全日本少年少女空手道選手権大会の上位入賞者の出場権及びシード権について

第15回大会より、前回大会で第3位まで入賞した4名についてはシード権及び出場権が与えられるようになります。以下説明文となります。

1年生を除き、組手・形競技ともに前回大会の学年の部の優勝者、準優勝者、第3位の4名のみ該当種目のシード権及び出場権を与える。

- (1) シード権及び出場権を獲得した選手が出場しない場合、シード権及び出場権の繰り上げは行わない。
- (2) シード権及び出場権を獲得した選手が異なる種目に出場する場合はその選手のシード権及び出場権は失われるものとする。
- (3) 下図のように、トーナメント表の4スミの位置にシード権及び出場権を獲得した選手を配置する。



第1シード：前回大会の優勝者。

第2シード：前回大会の準優勝者。

第3シード：前回大会の第3位入賞者のうち、前回大会の準決勝戦において前回大会の優勝者に敗れた者。

第4シード：前回大会の第3位入賞者のうち、第3シードに該当しない者。

- (4) シード権及び出場権を獲得した選手の参加料はほかの選手と同様とする。

* * * * *

例) 第 14 回大会 3 年生男子組手の部において

優勝 : A 選手 準優勝 : B 選手 第 3 位 : C 選手、D 選手
第 5 位 : E 選手、F 選手、G 選手、H 選手のとき

第 15 回大会 4 年生男子組手の部のシード権及び出場権は A、B、C、D 選手にのみ与えられる。

この例において、第 15 回大会 4 年生男子組手の部の参加者数が 89 名だった場合

- (1) A 選手は 1 番、B 選手は 89 番となり、C 選手は 46 番、D 選手は 45 番となる。(トーナメント表の 4 スミ。)
- (2) B 選手が参加しない場合、89 番の位置は A、C、D 選手を除くすべての選手による抽選で決まる。
- (3) A 選手が参加しない場合、B 選手は 89 番、1 番の位置は B、C、D 選手を除くすべての選手による抽選で決まる。
- (4) (3)の場合において、A 選手が第 15 回大会 4 年生男子形の部に出場する場合、A 選手の第 15 回大会 4 年生男子形の部に対するシード権及び出場権はない。

* * * * *